

津市北畠氏館跡庭園保存管理計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 12 月 9 日

(設置)

第 1 条 北畠氏館跡庭園の適正な保存、管理、活用等に係る計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に関し広く意見等を聴くため、津市北畠氏館跡庭園保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、保存管理計画案について検討し、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し意見を述べることとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で構成する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育長が必要と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。